

## (仮称) 石狩市子どもの権利に関する条例の前文について

### ■前文の形式について

#### 1, メッセージ的な文章形式

##### 【参考：川崎市子どもの権利に関する条例】

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実に保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。

子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。

市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。

私たちは、こうした考えの下、平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定する。

## 2, 子どもとおとなのそれぞれからの宣言形式

### 【参考：東京都北区の子ども・子育て会議資料】

＜子どもからおとなへのメッセージ＞

1. 私たち子どもが困ったときは、きちんと相談にのってください。
2. 私たち子どもは、ひとりひとり、やりたいことができることが違います。それぞれの状況を考慮したうえで、成長のための支援をするようにしてください。

＜おとなから子どもへのメッセージ＞

1. 私たちおとなは、子どもたちを1人の人として尊重します。
2. 私たちおとなは、子どもたちが、支援が必要な存在と認識し、常にあらゆる場面で手厚く必要な支援を行っていきます。

## 3, 子どもたちからのメッセージ形式

### 【参考：士別市子どもの権利に関する条例】

子どもは、社会の一員として仲間や大人とともに、よりよい未来をつくっていくことができる地域の宝です。

士別市の子どもたちは、自分たちの権利のことをわかってほしいという願いから、次のように考えています。

- 子どもは、愛情をもって育てられることを願っています。
- 子どもは、人と比べられるのではなく、一人ひとりの個性が大切にされ、自分らしく生きることを願っています。
- 子どもは、いじめや虐待がないことを願っています。
- 子どもは、犯罪や事故のない安全な暮らしを願っています。
- 子どもは、子どもだからといって、発言をさえぎられないで、自分の意見を聴いてほしいと願っています。
- 子どもは、自由に参加し、意見を発表できる場所があることを願っています。
- 子どもは、友だちや仲間と一緒にさまざまなことにチャレンジすることができます。

私たちは、子どもの権利や参加の機会を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めます。